

○駐車禁止除外指定車標章交付申請に関する事務取扱要領の制定について

(昭和51年7月8日例規第20号)

[沿革] 昭和53年1月例規第1号、5月第11号、58年9月第25号、62年2月第15号、63年1月第3号、8月第30号、平成3年12月交企第475号、8年1月例規第1号、10年9月第31号、11年3月第11号、15年2月第6号、19年9月第37号、20年12月第51号、22年3月第7号、31年4月第23号、令和2年1月第2号改正

別記のとおり制定し、昭和51年7月8日から施行することとしたから適切に運用されたい。

なお、駐車証交付申請に対する取扱いについて（昭和43年4月奈本例規第8号）は、廃止する。

別記

駐車禁止除外指定車標章交付申請に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号。以下「細則」という。）第10条に規定する駐車禁止除外指定車標章の交付申請に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 有効範囲

次に掲げる駐車禁止除外指定車標章の有効範囲は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 駐車禁止除外指定車標章（細則別記様式第7号。以下「様式第7号の標章」という。） 奈良県公安委員会が駐車禁止場所及び時間制限駐車区間に指定した区域
- (2) 駐車禁止除外指定車標章（細則別記様式第7号の2。以下「様式第7号の2の標章」という。）及び駐車禁止除外指定車標章（細則別記様式第7号の3。以下「様式第7号の3の標章」という。） 各都道府県公安委員会が駐車禁止場所及び時間制限駐車区間に指定した区域

第3 有効期間

第2の(1)及び(2)に掲げる駐車禁止除外指定車標章の有効期間は、それぞれ3年以内とする。

第4 事務手続

1 受理

- (1) 駐車禁止除外指定車標章交付申請書（細則別記様式第8号。以下「申請書」と

いう。)は、駐車禁止除外指定車標章の交付を受けようとする者の住所地を管轄する警察署長が受理するものとする。

- (2) 警察署長は、様式第7号の標章に係る申請書を受理する場合は、次に掲げる事項に留意すること。

ア 当該申請に係る車両を直接管理する者を申請者として受理すること。

イ 業務委託に係る契約書、資格証、医師免許証、歯科医師免許証その他当該申請に係る車両が様式代7号の標章の交付の要件に該当することを明らかにする書面又はその写しにより、細則第10条第1項第9号のいずれかに該当する車両であることを確認すること。

- (3) 警察署長は、様式第7号の2の標章に係る申請書を受理する場合は、次に掲げる事項に留意すること。

ア 当該標章の交付を受けようとする者が現に交付を受けている手帳（身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をいう。）により、細則第10条第1項第10号のいずれかに該当する者であることを確認すること。

イ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者に係る申請書の受理に当たっては、身体障害者手帳の障害名が「免疫機能障害」と記載されていることを確認すること。

ウ 療育手帳の交付を受けている者については、重度「A」の療育手帳であることを確認すること。

エ 申請書の受理に当たっては、必要事項の聴取を公衆の面前で行わないなど、プライバシーの保護に配慮すること。

- (4) 警察署長は、様式第7号の3の標章に係る申請書を受理する場合は、小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について（平成6年12月1日付け厚生省児発第1003号）に基づき交付される小児慢性特定疾患児手帳の記載内容を確認するものとする。この場合において、必要事項の聴取を公衆の面前で行わないなど、プライバシーの保護に配慮すること。

2 送付等

- (1) 警察署長は、様式第7号の標章に係る申請書を受理したときは、申請書の記載事項を確認した後、1通を交通規制課長に送付し、1通は警察署で保管するものとする。この場合において、交通規制課長に送付する申請書には、警察署長意見欄に意見を付すものとする。

- (2) 警察署長は、様式第7号の2の標章及び様式第7号の3の標章に係る申請書を

受理したときは、警察署で保管するものとする。

3 処理

- (1) 交通規制課長は、様式第7号の標章を発行したときは、駐車禁止除外指定車標章（細則別記様式第7号）交付処理簿（別記様式第1）に所要事項を記載し、処理状況を明らかにしておくものとする。
- (2) 警察署長は、様式第7号の2の標章又は様式第7号の3の標章を発行したときは、駐車禁止除外指定車標章（細則別記様式第7号の2・細則別記様式第7号の3）交付処理簿（別記様式第2）に所要事項を記載し、処理状況を明らかにしておくものとする。

4 交付

(1) 様式第7号の標章

- ア 交付は、申請書を受理した警察署長を経由して行うものとする。
- イ 標章には、申請に係る車両が用務のため使用中であることが分かるように、「緊急往診使用中」等具体的な用務名を記載するものとする。
- ウ 標章の裏面の使用者欄には、法人については、当該法人の所在地及び担当所属を記載するものとする。

(2) 様式第7号の2の標章及び様式第7号の3の標章

- ア 交付は、申請書を受理した警察署長が即日に行うものとする。
- イ あらかじめ、使用する車両が特定される場合は、当該車両（登録）番号を記載するものとする。この場合において、特に必要があると認められるときは、複数の車両（登録）番号を記載することができるものとする。
- ウ 標章の裏面の被交付者欄には、細則第10条第1項第10号のいずれかに該当する者又は同項第11号に該当する者の住所及び氏名を記載するものとする。

（別記様式省略）